

近世教会国家における地方統治：
16世紀のボローニャ都市政府

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科： 都市文化研究センター 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 教会国家, 教皇, ボローニャ, 都市政府, 16世紀 キーワード (En): Papal states, pope, Bologna, municipal government, sixteenth century 作成者: 原田, 亜希子 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学, 慶應義塾大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171213-023

近世教会国家における地方統治

—— 16 世紀のボローニャ都市政府¹⁾ ——

原 田 亜希子

◆要 旨

本稿の目的は、近世教会国家における地方統治の一事例として 16 世紀のボローニャ都市政府の財政、司法、統治体制を考察することである。教会国家に関しては、これまでその国家のあり方をめぐって様々な研究がなされてきたが、それぞれの地域ごとに独立しており、総体的視野に欠けていた。そこで本稿では、筆者がこれまで扱ってきたローマと様々な意味で対照的な都市であるボローニャを対象とし、ローマとの比較の視点のもと、16 世紀におけるボローニャの統治状況、教皇庁と都市ボローニャとの関係を、近世のボローニャ都市政府の最も重要な役職であるセナートの決議録を用いて考察を行った。その結果、16 世紀の教皇庁の中央集権化の動きの中、ボローニャがローマに比べて財政・司法において伝統的活動を維持していたこと、また社会の閉鎖化が進み、セナートのもとに都市の権限が集中していったことが確認できた。しかしその一方で、このように権限を強化させ、都市エリート層を形成したセナートの任命権を教皇が握っていたように、セナートと教皇とのつながりが強化されたことで、全体的にはボローニャ都市政府が教会国家体制の内部の一補完要素として組み込まれていっている様子も決議録からうかがえた。すなわち近世におけるボローニャ統治において、教皇は絶対的支配を進めるよりも、ローマと同様、より安定した統治のために都市エリート層との間の優先的関係を結ぶことによる、両者の合意とバランス関係の構築を重視したのであり、都市政府としても在地の統治を保証する存在としてエリート層を形成し、彼らに権限を集中させることで、教会国家体制下での伝統的特権の保持に努めたといえる。まさにこのような教皇と都市エリート層との間の合意の上に、教会国家の地方統治が成り立っていたことが指摘できるのである。

キーワード：教会国家、教皇、ボローニャ、都市政府、16 世紀

(2015 年 9 月 4 日論文受付, 2015 年 11 月 6 日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

0. はじめに

中近世において、教皇とはキリスト教世界における霊的権威として、絶大な影響力を行使していたが、同時に一定の領域を支配する世俗君主としての側面も有していた。本稿が論じる「教会国家」とは、まさに教皇が世俗君主として支配権を握っていた領域を指す。もともとは教皇領と呼ばれ、中世まではローマ教会の緩やかな支配に服する「地域の複合体」であったものが、近世には国家としての性格を強め、教皇という君主の下での領域国家化が進んだ。特に 1420 年のマルティヌス 5 世のローマ帰還以降、宗教的権威の回復と財源確保のために、積

極的に世俗統治に乗り出した教皇によって教会国家が形成された。イタリア半島を横切る広大な領土を誇り、その内部に政治・文化・経済基盤など大きく異なる諸要素を抱えながらも、16 世紀中ごろには教皇自らが「国家」という言葉を公的に用いるまでに発展し、近世イタリアを構成する重要な要素といえる。

しかしながら教会国家に関する評価には、永らくイタリアの近代化の妨げであったという、リソルジメント期以来の歴史観が色濃く残っていた。このようなステレオタイプを払拭し、教会国家研究に一石を投じたのがプロディ²⁾である。彼は 1970 年代以降、常設外交官や常備軍、中央官僚制といった様々な近代的要素を教会国家に

見出したのみならず、教皇という聖俗両面を併せ持つ君主の下で、他の国よりも強固な中央集権化を進めた近世国家の先駆けとして教会国家を評価した。これを皮切りに、中央の権力である教皇庁の組織体制や宮廷研究などが盛んに行われてきた³⁾。これに対して1980年代以降新しく興ったのが地方都市・地域研究からの動きである。これはヨーロッパにおける近世絶対主義に対する認識に修正がなされたこと、そしてなによりイタリアの領域国家研究の発展に端を発している。キットリーニを中心とする研究は、それまでの都市中心史観を脱却し、黄金時代である中世のムーネ体制から近世の君主制、寡頭制への移行をネガティブに捉えるのではなく、領域国家を多様なローカルの政治勢力を内部に組み込む多元的な国家とみなした⁴⁾。これら新しい動きは教会国家研究においても中央権力である教皇庁と領域内の地方都市との関係を国家的枠組みの中で捉えなおし、特にペルージャやマルケなど地方の実証研究の発展を促した⁵⁾。さらに1990年以降は教会国家の首都として永らく教皇庁の組織体制の発展から一方的に評価されてきたローマに対しても、都市固有の社会構造や行政組織を理解する必要性が説かれようになった⁶⁾。

筆者はこれまで都市ローマに注目し、今まで体系的に研究されてこなかったローマ都市政府の評議会事録や役職者名簿を用いて考察を行ってきた⁷⁾。都市社会に根付いていたローマ都市政府が、教会国家体制の中でも都市を平和に統治する上での一補完要素としてある程度の活動を維持していたこと、全体として教皇庁による集権化が進められているとはいえ、そこには都市政府や伝統的封建貴族層、更にこれら諸要素の間の複雑な人的結合など、都市ローマ固有の社会構造が密接に絡み合い、それぞれの複雑なバランス関係と合意の下でローマの統治が行われていたことを指摘してきた。

しかしこれまでの教会国家研究では対象とする地方ごとに中央との関係を考察する個別研究が進む一方、各地方間の比較研究や、地域を超えて教会国家を全体として問う視野が欠如していた点は否めない⁸⁾。だが、近世国家というものが一元的国家ではなく、多様なローカルの政治勢力を内部に組み込む多元国家であり、より安定した国家と政府の創出のための合意の下に形成された体制であるとする認識が一般化されている今、教皇という特殊な君主を掲げ、内部に多様な政治文化を持つ地域を含む教会国家においても、各地域固有の社会構造に注目しつつも、その統治状況を総体として考察することが不可欠といえる。そこで本稿では、教会国家の中で人口や政治的重要性の面でも、ローマに次ぐ第二の都市あったボローニャ⁹⁾に注目し、ローマとの比較の視点のもと、ボローニャの16世紀における統治状況、教皇庁と都市ボローニャとの関係を考察する。比較対象としてボローニャ

を取り上げるのは、従来、教皇庁の膝下にあってムーネが抑圧され、産業が発達しなかったために、近世に著しく自治を剥奪されたと考えられたローマに対して、ボローニャは教会国家の北限に位置し、繊維産業が発達し、さらに都市の自治の伝統が強かったために、近世になっても自治を謳歌していた都市とみなされてきたからである。同じ国家内にありながら、これほど経済・行政・社会機構の面で対照的な都市間におけるこのような比較研究の試みは、最終的にはそれぞれの地域の体制や統治システムの違いを明らかにすると同時に、教会国家の統治そのものの一般的性質や、教会国家ならではの特徴を見出すことにつながるであろう。

1. ボローニャ都市政府に関する研究史

はじめに教会国家と都市ボローニャとの関係に関する研究史を確認したい。先ず挙げられるのが1977年のコッリーヴァ¹⁰⁾、1979年のヴェラルディ・ヴェントゥーラ¹¹⁾の研究である。両者はボローニャが本格的に教皇庁の体制に組み込まれた1506年から1796年までの教皇庁と都市政府との二重統治体制（*Governo misto*）期に注目し、ボローニャ都市政府がこの時代に体制を大きく変えることなく存続していたことから、形式的には教皇庁に従属する形とはいえ、実質的には都市政府がイニシアティブを握っていた点を強調した。特にコッリーヴァは二重統治という概念がもともとはアルプス以北からもたらされたものであるとして¹²⁾、これをイタリア、特にボローニャに当てはめることを疑問視した。そして近世のボローニャは実際には二重統治というよりも、都市の役職者が教皇庁の役職者よりもはるかに権限を行使できていたと主張した。ただしこれは、年代記や都市役職の規定といったボローニャ側の史料¹³⁾からうかがえる都市の体制にのみ論及しているため、国家という広い枠組みの中でのボローニャというよりは、あくまで地方史レベルでのボローニャ賛美に終始している点は否めない。

これに対して近世ボローニャ史研究により広い領域国家の視点を導入したのがデ・ベネディクティス¹⁴⁾である。彼女は1447年に教皇ニコラウス5世と都市ボローニャとの間で結ばれた協定が、以後400年間続く両者の契約に基づく対等な関係をもたらしたとし、当時の法学者の著作から教皇庁の中央集権化が進む16世紀においても、ボローニャがこの協定を盾に「共和制」を維持したことを指摘した。また同時代のドイツを中心とした様々な政治思想と比較することで、単なる地方史レベルにとどまらず、他地域との比較研究の可能性をも示唆した。とはいえ、彼女の研究もまた、あくまで都市側の訴える政治思想、理論面に限られており、これらの理論がどの

ような政治・社会状況下でつくり出されたのかは全く考慮されていない。そのため、理論と現実の混同には注意が必要であろう¹⁵⁾。

その意味で、教会国家体制下におけるボローニャの状況を初めて実証的見地から考察したのがガルディ¹⁶⁾である。彼は特に中央集権化が強化されたといわれる教皇シクストゥス5世の治世(1585-1590)に注目し、教会国家の地方統治体制と、その中でのボローニャの統治状況を、教皇庁から派遣される特使の記録をもとに再構成した。ただし彼の研究は教皇庁側の視点から語られるために、当時の都市政府の活動に関してはあまり触れていない。すなわち、これまでの研究では実際の近世のボローニャ都市政府の活動に注目し、都市の持つ社会状況や行政組織の観点から教会庁との関係を考察したものはいまだ管見の限りなされていないのである。そこで本稿では以下、ボローニャ都市政府の最高役職であるセナートの決議録を用いて、ボローニャ都市政府の行政活動を考察し、16世紀の教会国家体制下においてボローニャ統治の実態がどのようなものであり、教皇庁の中央集権政策と都市の持つ伝統的行政活動とのバランス関係がいかにして構築されていたのか、という点に注目して考察することを目指す。

2. 近世の教会国家と都市ボローニャ

2-1. 16世紀の教会国家を取り巻く情勢と教会国家全体における地方統治体制

本論に入る前に、まず16世紀の教会国家を取り巻く状況と、地方統治体制に関して触れておきたい。1420年のマルティヌス5世のローマ帰還以降、シスマによって失墜した宗教的権威を回復し、財政を確保するため、積極的に世俗統治に乗り出した教皇は、軍事行動と特権付与を使い分けることで、徐々に領域内における権限を確保することに成功した。さらに1530年のボローニャの和、1559年のカトー・カンブレジ条約によってイタリア戦争が終結し、イタリアにおけるスペイン覇権が定まったことで、領域外における相対的安定を得ると、教皇は次第に領域内に中央集権の体制を導入するようになる。

そもそも16世紀における教会国家の地方統治体制は、基本的には14世紀半ばに枢機卿アルボルノスが打ち立てたシステムに基づき、国家をいくつかの管区に分割し、さらにそれぞれの管区を司法、財政の二重で統治するものであった。すなわち司法に関しては各管区に教皇庁からの役人が派遣され、各地の統治が行われた。役人には、地方における教皇の分身として、聖俗の幅広い権限を持つ特使をトップに、以下副特使、統治官が派遣され

た。一方、財政に関しては各管区に教皇庁地方財政庫(Tesoreria Provinciale)が創設された。教皇庁地方財政庫は中央である教皇庁会計院に從属し、基本的には教皇庁地方財政庫の収入によって各地の財政が独立してまかなわれ、余剰分が中央に送られた。

さらに16世紀半ばころからは徐々に管区の細分化が行われ、情勢が安定した地域には、全権を委ねられた特使にかわり、行政官が派遣されるようになる。同時に、中央である教皇庁においても組織改革が行われた。特に地方統治に関わる2つの聖省、すなわち財政を管轄する地方財務省(Congregazione del Buon Governo)と国家内の刑事裁判を司る教皇庁諮問法院(Congregazione della Sacra Consulta)が創設されたことで、アルボルノス以来の分割統治から、徐々に中央の下で各管区に派遣された役人の監督が強化された。だが、このような中央集権体制は決して一円的に進んだわけではなく、それぞれの在地の状況とのバランスの中で紆余曲折を経て形成されたものであり、特にボローニャにおいてはそれが顕著であったといえる。

2-2. 教皇庁と都市ボローニャ

そもそもボローニャが教皇領となったのは1278年に皇帝ルドルフ1世がボローニャの統治権を教皇に譲渡したことに端を発している。1331年にはボローニャが教皇に永遠の忠誠を誓い、これ以降ボローニャを支配する者は教皇の承認を必要とした。しかしこのように形式上ボローニャは教皇庁の傘下に入ったとはいえ、実際には教皇がすぐにこの都市を統治できたわけではない。ボローニャが交通の要所として重要な拠点であったことや都市内の党派争い、さらに近隣のミラノのヴィスコンティ家の干渉も相まって、中世の間のボローニャの統治の構造はめまぐるしく変化した。このような状況が変わるのが、15世紀以降ベンティヴォリオ家が台頭したことにある。都市内の党派争いを解消し、フィレンツェ、ヴェネツィアの後盾のもとに実効支配を確立したベンティヴォリオ家は、実質的なボローニャのシニョーレとして都市に一時的な平穏をもたらした。これに対して、イタリア内の情勢が不安定であり、また公会議主義やフランス勢力が大きな障害であった時代において、ボローニャの平穏を維持するため、教皇は特使を派遣する一方で、ボローニャが教皇庁の宗主権(Sovranità)を否定しない限り自治を尊重し、都市の状況に柔軟に対応した。先にデ・ベネディクティスが教皇庁と都市の間の契約関係をもたらしたとして挙げた1447年の協定は、まさにこの様なベンティヴォリオ体制下に両者の妥協の産物として結ばれたものである¹⁷⁾。

しかし徐々にパウルス2世以降、教皇が北の領土の統合に着手するようになると、最終的には1506年にユリ

ウス2世がボローニャに軍を引き連れて入り、ベンティヴォリオ家を追放した。これをもってボローニャにおける教皇庁の支配が確立したとされ、一般的にこれ以降を教皇庁と都市政府の二重統治体制の時代とみなしている。ただし後述のように、ユリウス2世は都市の統治体制を変えたとはいえ、歴史的に都市が有していた権限に関してはほとんど手をつけていないため、このような時代区分に対して近年否定的な意見が見られるのも事実である¹⁸⁾。とはいえ、16世紀以降、教皇の領域支配に対する意識が強化されたことは、プロディ以降、今や多くの研究者が認めるところであり¹⁹⁾、この変化を受けてボローニャ都市政府も教皇庁との新しい関係を模索する必要に迫られた。この後一時的にベンティヴォリオ家の巻き返しがあったとはいえ、ユリウス2世によって確立した都市政府の体制を1513年にレオ10世が復活し、これが以後18世紀にいたるまで維持されることになる。

ただし表面的には都市政府の体制に大きな変化は見られないとはいえ、16世紀を通じて教皇庁とボローニャとの関係は当時のイタリア内の情勢にあわせて揺れ動いていたこともまた事実である。例えば、1521年にイタリア戦争が再開し、レオ10世の死からハドリアヌス6世就任までの長きに渡った空位期の混乱の中、1522年にボローニャでは再びベンティヴォリオ家による包囲が起こっている。またトレント公会議の決定によって、司教区内の権限の強化を受けたボローニャ司教の活動は、時に権限をめぐって教皇庁から派遣される役人、都市政府との三つ巴の争いを生み出し、教皇庁と都市との関係に影響を及ぼした²⁰⁾。さらに1598年には、フェッラーラが教会国家に併合されたことで、境界地としてそれまで享受していた戦略的重要性をボローニャは失った。当時のボローニャ人は「ボローニャは教会国家の長男からフェッラーラの併合によって次男に降格した²¹⁾」と嘆いたという。まさにこの言葉が示しているように、これによって教会国家におけるボローニャの位置づけは大きく変わることになったのである。

2-3. 近世ボローニャ都市政府の体制

それでは16世紀初頭に確立した近世ボローニャ都市政府の体制とはどのようなものだったのだろうか。ガルディが重層構造と述べているように²²⁾、近世のボローニャの体制はコムーネ時代の役職と16世紀に確立した新しい役職との積み重ねによって構成されていた。中世からの遺産としては、まず都市の最も伝統的役職であるアンツィアーニが挙げられる。都市の4つの地区からそれぞれ2人ずつ選ばれ、2ヶ月任期のアンツィアーニは、象徴的には都市の最重要役職であり、任期中はコムーネ宮に居住し、一部の民事裁判と食糧供給に関する問題を扱った。また同じく伝統的役職として、24のアルテの

代表から構成されるマッサーリ・デッレ・アルテ（3ヶ月任期）は、各地区から4人ずつ選ばれるトリブーニ・デッレ・プレーベ（4ヶ月任期）とともに、都市の経済活動やアルテの管理を行った。これら伝統的役職に共通するのは、任期が短く、抽籤で選ばれるために、比較的広い範囲の人々に役職に就く機会が与えられていたことである。

それに対して伝統的役職の権限を侵食する形で新しく確立した役職は、一部のエリート層への権限の集中を促した。もともとは1376年に危機に対応するための臨時職として1年任期で設立された「16人の改革者（XVI Riformatori）」が、1440年以降常設化し、更に終身職化したことで確立していったものである。先にみたベンティヴォリオ家が15世紀に都市の権限を掌握できたのも、この役職をうまく利用したことによる。16人の改革者はベンティヴォリオ家の追放と共に廃止され、ユリウス2世はこれに代わる役職として「40人の評議員（XL Consiglieri）」を創設した。40人の評議員は、基本的には16人の改革者の持つ権限をそのまま引き継いでいるが、一方で教皇は定員を増やすことで、今後ベンティヴォリオ家のような君主が出ることを防ぎ、従来の親ベンティヴォリオ派独占体制に反ベンティヴォリオ家系を入れることで、都市の有力家系を一つのエリート層として教皇庁のコントロール下に置くことを望んでいたといわれている。その後ベンティヴォリオ家の巻き返しを鎮圧した後、ユリウス2世は都市の全ての特権を剥奪したために、この役職も一時廃止されるものの、1513年にレオ10世が40人評議員を復活させ、40人のセナート体制²³⁾として再確立した。以降このセナートが都市の最も重要な役職として教皇庁から派遣される特使とともにボローニャを統治していくことになる。なお40人の新しい役職者は、ユリウス2世時にはそれまでの伝統を継承して「40人の評議員、すなわち40人のボローニャの自由な体制の改革者であり擁護者」と呼ばれ、この名称はその後使われるものの、レオ10世以降はこの役職を総称する言葉としてセナートが公式な書類の中に見られるようになる。そのため、本稿では以下セナート、そしてそのセナートの構成員としてセナトーレという語を使用していくこととする。

3. セナートの決議録

16世紀のボローニャ都市政府の具体的な活動状況を考察するための史料として、本稿ではセナートの決議録²⁴⁾を主に使用していく。セナートの決議録は現在1514年から1796年までのものがボローニャ国立文書館に保存されているが、中でも今回は16世紀を対象とす

るために1514-1599までの1-13巻を調査した。16世紀半ば以降セナートの会議の形式が規定されるに伴い、決議録の書き方にも変化が見られ、より情報量が多くなっていくものの、1514年当初から決議の記述で一貫しているのは、記録はすべてラテン語で書かれ、はじめに日付、会議開催場所が書かれた後、教皇庁の役職者の参加の有無が書かれている点である。そもそもニコラウス5世の協定において、都市のすべての決議は教皇庁の役職者と都市の役職者との双方の同意の下になされなければならないと定められているために、決議において教皇庁の役人が参加しているかどうかは最も重要事項であったと思われる。逆に言うとか教皇庁の役人が参加していないときにも決議が行われているのであり、この点に関しては後で詳しく触れたい。

主な議題内容としては、まず約7割を占めるのが、財政に関する議題である。決算報告や歳出の許可、コムーネの関税や、公債の創出、個人や団体に対する報酬・賠償・寄進、そして罰金の免除や免税特権などがほぼ毎回のようには話し合われている。また次に多いのが都市政府の体制に関する議題で、新しい役職者の選出や任期の延長、給与の増額や罷免、各役職の職務規定などが見られる²⁵⁾。そのほか会議で議論されたものとしては、恩赦や裁判官の監査など伝統的に都市が持つ司法権の行使、ボローニャのコンタードやアルテの管理、ゼッカの活動、公共建築事業、水道の管理、食糧供給、都市の祝祭、市民権の授与、セナートの新規加入の遂行などが挙げられる。この中でも本稿では特に都市と教皇庁との関係がうかがえる財政、司法、都市政府の体制に注目してそれぞれ考察していく。

通常決議録では、まず決議内容に関する見出しが書かれ、その後に決定事項が続く。決議は必ずセナートの中での投票によって決められ、すべての決議内容には毎回投票数も書かれている。1514年から1599年までの決議録を確認したところ、会議は計2608回行われていた。単純に計算すると年平均30.3回行われたことになる。会議は原則週1回、金曜日に行われるよう定められていたものの、決議録を見る限り、それほど頻繁に行われていなかったといえる²⁶⁾。

年代ごとに会議開催数を比較すると、全体的会議開催数はそれほど大きく変化しておらず、年平均30回程度である。しかしその中で教皇庁の役職者が参加している会議とそうでない会議の数を比較すると、年代が下るにつれて前者の数が減少し、それに対して後者の数が増加傾向にあることが分かった(表参照)。ただしこれ自体非常に興味深い数値とはいえず、この数値から単純に、教皇庁の役職者に対して、都市の行政活動に都市政府がイニシアティブを握っていたとするコッリーヴァらの意見に同調するのは早計といえるだろう。

表 年代ごとの会議年間平均開催数の推移

	1514-1539	1540-1559	1560-1579	1580-1599
教皇庁の役職者が参加している会議	25,38回	21,85回	15,1回	13,5回
教皇庁の役職者が参加していない会議	7回	6,65回	14,95回	16,65回
全会議	32,38回	28,5回	30,05回	30,15回

なお、決議録はセナートの会議の正式な議事録ではない。だが、議事録は残念ながら現在17世紀以降のものしか残っておらず²⁷⁾、さらに後に見るようにセナートの中で職務を分担していた組織アッスンテリニアの活動状況に関しても、史料が体系的に残るのは17世紀以降である。そのため16世紀のボローニャ都市政府の活動状況を知る史料として、決議録は数少ない有効な史料といえる。しかしその一方で、決議録という史料の性格上、慣習化した決定事項のみが羅列されているために、淡泊な印象は否めない。また決議に至るまでの過程や、教皇庁の役職者が都市政府の決議にどの程度関与していたのかという点もうかがえないために、都市と教皇庁との関係を考察する上では限界があるのも事実である。そこで本稿では補足史料として、セナートと、そのセナートの中から選ばれ、教皇庁に派遣されていた駐ローマ大使との間で交わされた書簡史料²⁸⁾も適宜使用することとする。

4. 決議録に見るボローニャ都市政府の活動

4-1. 財政

まず財政に関しては、決議録の中で扱われた議題の約7割を占めており、16世紀を通して財政問題が都市政府の主要な議題であったことがうかがえる。そもそも教会国家の財政は、教皇庁の中央集権化のバロメーターとして最も早くから研究がなされてきた分野である。教会国家体制下の財政システムは前述の通り14世紀のアルボルノス憲章(1357)に従い、それぞれの地方を教皇庁地方財政庫が管轄する地方分権システムがとられていた。ボローニャの財政に関してもダル・パーネ²⁹⁾をはじめ、これまでに多くの研究がなされているが、ボローニャ最大の特徴はこの教皇庁地方財政庫の権限が設立当初から弱かったことである。近世のボローニャの財政は3つの組織に別れ、1420年以降ボローニャにも教皇庁地方財政庫が設立されているものの、この組織が管轄していたのはワインに対する関税のみであり、カルボーニによるとボローニャの全歳入の約1割にすぎなかったという³⁰⁾。このほか都市内外に運ばれる商品に対する関税(Gabella

grossa, 全歳入の5分の1程度）は、大学運営のために使われていたため、16世紀には大学教授による組織（Collegio dello Studio）が管轄した³¹⁾が、全歳入の3分の2以上を占めるこれ以外の全ての税収³²⁾は、伝統的なコムーネの財政庫（Maggior Camera）が管轄していた。これは教皇庁の帰還以降、ワイン関税と食肉関税以外のすべての税収に対する権利を失ったローマ都市政府の状況とは対照的である。

またクレメンス7世³³⁾以降、財政危機を克服するために教皇は領域内に均一に新しい税金をかけることで一元的支配を進めていくのに対して、ボローニャはこの教皇庁の中央集権政策に対しても独特のスタンスで対応していることがセナートの決議録からうかがえる。例えばパウルス3世が1543年にすべての領域に課した臨時税（Sussidio Triennale）に対しては1543年直後から1552年にかけて頻繁に議論され、セナートが妥協案を模索していたことが分かる。ボローニャにとって一番の問題は教皇から一方的に押し付けられた新税が、教皇と都市政府の両者の合意の下で行う統治体制に反するものであり、さらに他地域と同じ条件を受け入れることは、ボローニャを国家内の単なる一地域に貶めることを意味することだった。またこのようなイデオロギー的主張の背後には、都市が持つ自由な徴税方法の決定権が教皇によって侵害されることで、都市エリート層の負担が増えることへの実質的懸念も存在した。そこで1544年4月28日の会議では、「ボローニャとボローニャの民に対する金30.000スクーディの割り当て金の徴収方法に関して、詳細かつ入念に吟味し、金銭が不足することがないように、セナートの権限によって徴収方法を決定する」こと、自由にその徴収方法を定める全権を委任されたセナートの代表を選出することが決定されている³⁴⁾。そして彼らのもとで、都市に最も害のない徴税方法として家畜税、コンタード税、入市税、絹織物市場税、製粉税の増額が決定された。また1551年1月22日の決議からは、ボローニャ都市政府が前年の1550年に交渉の結果、教皇庁からこの税の減額許可を得たことがうかがえる³⁵⁾。

さらに決議録からは都市が頻繁に自発的な「寄付（Donazione）」という形で教皇に金銭を支払っていることも確認できる。例えば、臨時税が課された直後の1543年、そして1548年に都市が教皇に寄付として金銭を支払う決定がなされている³⁶⁾。これはボローニャが教皇の宗主権を否定することなく、同時にボローニャの財政的特権を維持するための最善の方策であったと考えられる。また臨時税の支払いのために、最終的にはモンテとよばれる公債が創設された。モンテはコムーネ期からボローニャで使われていた方法であり、これによって一定の金額を得ると同時に、都市の財政負担を分散させることが出来ることから教皇庁と都市側のどちらからも好まれる

方法だった。特にモンテはその支払いが関税によって保証されていたために、直接税よりも間接税を好む都市エリート層の利害に合致していた³⁷⁾。同様の解決策は1557年にパウルス4世が全ての不動産にかけた1.5パーセントの臨時税や、1567年のピウス5世による同じく不動産に対する臨時税に対しても見られる。このときも都市側は臨時税の施行に反発し、自発的な「寄付」と公債の創設によって、臨時税によって都市が払うべき額を教皇庁に支払っている³⁸⁾。なおシクストゥス5世が新しく創設するガレー船のために各都市にかけた税金に関しては、ボローニャは12.000スクーディもの額を支払うことになったとはいえ、その徴税方法が初めから都市に任されていたために、決議録の中には消極的な反発しか見られなかった。

このように国境に位置し、また繊維産業が発達し独立した経済力を持つボローニャ都市政府は、16世紀においても都市エリート層のもとで伝統的財政活動を維持していたことが確認できる。教皇にとっても、ボローニャは教会国家内の資金源であり、資金を提供してくれるのであればこれまでのシステムに介入する必要を感じていなかったのであろう。むしろ自由な徴税方法決定権や新税の減額を認めることで都市の伝統的システムを尊重し、都市に優遇措置をとったり、モンテの創設によって債権者である都市エリート層とのつながりを強化すること³⁹⁾で、教皇は都市エリート層との合意を重視していたといえる。実際、国家内財政を統合する目的で、シクストゥス5世の命令で役人ファビオ・デッラ・コルニアによって行なわれた視察調査においても、1592年に創設された、国家内財政の一本化を目指す聖省である、地方財務省の活動においても、ボローニャは例外として除外されることでその権限の維持に成功しているのである。

4-2. 司法

決議録で議論されている内容からは都市政府の司法面での活動も垣間見られる。領域内の司法権もまた君主の権限を確立する上で、近世において中央と地方の権限が最も衝突する問題であったが、ボローニャでは1535年に都市政府管轄のボローニャロータ裁判所が設立⁴⁰⁾されたことで、都市が民事裁判の一部を獲得している。ただし刑事裁判に関しては、1554年以降教皇庁によるトゥローネ裁判所が管轄していた。また民事に関してもロータ裁判所のほかに特使付属裁判所、教会裁判所、商人裁判所といった機関が並存し、さらに特使付属裁判所が各案件をそれぞれの裁判所に割り振っていたために、全体の7割近くが特使の下で行われていたという⁴¹⁾。そのためロータ裁判所によって都市政府が持っていた裁判権はこれまでの研究では軽視される傾向にあった。しかし近年、近世の裁判史料の調査が進むに伴い、このような伝

統的見解が修正される傾向にある。特にカヴィーナは裁判の簡略化と迅速な解決を目指す特使付属裁判所と、ボローニャ大学の法学部の権威の下、形式やレトリックを重視したロータ裁判所とでは根本的な原理が異なっているのであり、単に扱った裁判件数のみで活動状況を比較することは出来ない⁴²⁾。実際、ロータ裁判所が扱うものの多くは一定の額以上の、都市エリート層の関与するケースであり、都市政府の民事裁判権は都市エリート層の利益を代弁するものとして、一般的ケースを扱う特使付属裁判所との間に一種の住み分けがあったことが指摘されている。

決議録からは史料の性質上、都市政府の有した実際の民事裁判権に関して具体的な事例は見つけられないものの、少なくとも1535年にロータ裁判所が創設されてからは、創設時のパウルス3世の勅令通り5年任期の外国人裁判官5名が定期的に出選されていたこと、また頻繁にロータ裁判所の規定が改定され、その審理が公正に行われるよう配慮されていたことが確認できる⁴³⁾。特に1545年に当時の特使ジョヴァンニ・モローネが司法改革の一環として、不正を減らすためにロータ裁判所書記官の人数を40人から12人に減らすことを規定した際には、都市側からの猛反発が起こった。これ以降駐ローマ大使とセナートの間で頻繁にこの件についての手紙のやり取りが行われており⁴⁴⁾、最終的には教皇の甥ファルネーゼ枢機卿に介入を求めたことで、この規定の撤回を得られたことが大使の手紙からうかがえる⁴⁵⁾。この一件をうけてか、1545年3月28日の決議ではロータ裁判所に関する規定の改定が行われている⁴⁶⁾。

決議録からは、都市が伝統的に持つ特権である全裁判官に対する監査の実行や、死刑囚や追放者に対する恩赦に関しても定期的に話し合われていることがうかがえる⁴⁷⁾。また都市が持つ伝統的特権の中でも教皇と都市が最も対立する問題として16世紀に何度も浮上したのが、ボローニャでは伝統的に行使されないことになっていた財産没収権に関してである。これに対して教皇や特使は規定を無視し、マルケ憲章で定められた財産没収権をボローニャにも適用することで、一円の支配を目指すものの、このような特権侵害は常に都市側からの猛反発を受けた。特に先に挙げた特使ジョヴァンニ・モローネの任期(1544-1548)に、彼が何度もこの件に関して都市政府と衝突したことが確認できる。1544年、就任直後のモローネが、教皇の意志でマルケ憲章をボローニャにも適用する方針であると報告されると、すぐに都市側の反発が起こり、1545年には都市政府の要請を受けたファルネーゼ枢機卿がボローニャでは適用しないよう約束したことが駐ローマ大使の手紙から確認できる⁴⁸⁾。さらにその1年半後、特使不在時の代理として活動していた副特使の下でこの問題が再燃すると、ただちに大使からロー

マに滞在中の特使に報告が行われた。これに対してボローニャの安定を保つことを優先したモローネは「これによって都市に大きな損害が容易にもたらされるであろうことは明らかであり、この都市はその功績ゆえに敬意をもって扱われるべきであるから、マルケ憲章が他の都市と同じように適応されるべきではない」ことを確約している⁴⁹⁾。しかしこれで解決したわけではない。1546年には再び、今度はトッローネ裁判所で財産没収の判決が出たことに対して、セナートは特使にその撤回を要請している。そしてこのときも特使は都市政府の要請を聞き入れ、「私の意思に反して財産没収を都市に導入することを望んでいるかのように都市に疑惑を持たせるような行動を慎むよう」トッローネ裁判官に警告を送っている⁵⁰⁾。このようにモローネは政治的に不安定であった任期前半は、都市エリート層の支持を得るために、敢えてボローニャの持つ伝統的特権を犯して対立が生じるようなことはしなかったようである。しかし任期半ばを過ぎ、自らのボローニャでの基盤を確保したこと、さらにボローニャの治安の悪化や貴族同士の争いが激化したことで、モローネは徐々に態度を変え始めた。1548年にはモローネがボローニャでも財産没収権を不動産に対してのみ導入することをファルネーゼ枢機卿に提案したことが報告されている⁵¹⁾。これに対してセナートと駐ローマ大使の間では頻繁に手紙のやり取りがなされ、ガンバーラ枢機卿やクレシェンツィ枢機卿など、ボローニャが教皇庁に持っていた可能な限りの人脈を利用して、この件に関する後ろ盾を求めていることがうかがえる⁵²⁾。さらにセナートは教皇にも直訴を行い、最終的に再びファルネーゼ枢機卿の介入でこの提案も実行されないことが1548年の大使の手紙で報告された⁵³⁾。折りしも1548年はトレント公会議がトレントからボローニャに移ったときであり、このような措置は公会議の速やかな開催の妨げとなることを懸念した結果といえよう。このように、財産没収権に対する教皇庁の特権侵害は常にボローニャ都市側からの猛反対を受け、最終的に枢機卿や教皇自身に直訴することで、ボローニャが伝統的特権を維持していたことが確認できる。

ところで、1580年以降、領域内の野盗の横行に対して教皇の司法権が強化されていく中⁵⁴⁾、ボローニャにとって衝撃的な事件となったのが、当時セナートを勤めていたジョヴァンニ・ペーポリが逮捕、処刑されたことである。これはペーポリ家の封土内で逮捕された野盗の引渡しを拒否し、結果的にその逃亡を助けたとしてジョヴァンニが逮捕されたことに端を発している。ジョヴァンニは封土における治外法権を主張し、個人的につながりのあったエステ枢機卿をはじめ、様々な人脈を使って釈放されると信じていたが、教皇は見せしめの意味もこめ、反逆罪として即座に彼を死刑に処した。しかしこれは単に教皇庁と封建領主の対立に終わらず、彼が現職の

セナトーレであったこと、そしてペーポリ家の全財産の永久没収が命じられたことはボローニャ都市政府にとっても伝統的特権の侵害として大きな反発を呼び起こした。大使の書簡の中でもこの件に関しては毎日のように報告され、最終的に教皇シクストゥス5世はペーポリ家の財産を返却することで事態の収拾を図っている⁵⁵⁾。

このことから、ボローニャが司法に対しても伝統的活動の保持に努め、都市政府が管轄するロータ裁判所が、法学で名を馳せたボローニャ大学の権威の下、上級裁判所として、特使付属裁判所とは違う原理の下で公正な活動を維持するよう配慮されていたこと、また教皇庁の中央集権化が強まり、時にセナートであっても極刑を免れない事態もあったとはいえ、様々な人脈を行使することで伝統的特権の維持に成功していたことが確認できるのである。

4-3. 臨時事項

通常決議録では慣習化した内容の決議が行われているが、時に臨時事項や特別なイベントに対する決議が行われていることもある。これまで筆者が考察してきたローマ都市政府の議事録では、このような臨時事項のときにこそ、より顕著に教皇と都市政府との関係が浮き彫りになる傾向があった⁵⁶⁾。そこでセナートの決議録の中に見られる臨時事項に関しても簡単に触れたい。折りしも16世紀前半は、教皇主導のもとボローニャで行われたヨーロッパ規模での重大イベントに事欠かない。中でも最も際立っているのが、1530年に行われた教皇クレメンス7世による神聖ローマ皇帝カール5世の戴冠式である。プローディが「サミット⁵⁷⁾」と定義したこの歴史的な大イベントを迎えるべく、セナートの会議では建築家の選出や予算の管理、都市の造幣局での記念コインの製造など、都市政府が持つ在地のネットワークを駆使した活動を行っていたことがうかがえる⁵⁸⁾。また教皇がボローニャに来る際の受け入れ準備もセナートの決議録の中にしばしば見られる。例えば1541年9月2日の会議では、パウルス3世のボローニャ入市の際の装飾に関する決議がなされている。また1551年9月15日にはユリウス3世の入市のための準備として予算3000スクーディが充てられ、教皇の彫像の制作が決定されている⁵⁹⁾。

ただし一方で、これら教皇庁主導のイベントに対するボローニャ側の対応はローマとは異なり、あくまで最低限の記録にとどまるといわざるをえない。その証拠に、カール5世の戴冠式のための予算として1529年11月10日に決定されたのはわずか金300スクーディであり、この額は、戴冠式のヨーロッパ規模での重要性や、当時のボローニャ市の歳入を考慮すると、かなり少ない額であったといえる⁶⁰⁾。また1532年から33年にかけて行われた2度目のクレメンス7世とカール5世のボローニャ

会談や、戴冠式と同じくらいヨーロッパ規模で重要なイベントであったであろう、1457年から1458年にボローニャに移されたトレント公会議のための活動に関しては決議録の中に一切確認できなかった。

5. 決議録に見る都市政府の体制の強化

5-1. セナート体制の規律化と貴族化の動き

これまで決議録からうかがえるボローニャ都市政府の実際の活動状況を考察してきたが、一方で特に16世紀半ば以降決議録の中で頻繁に議論されているのが、都市政府、セナート自体の体制の強化に関してである。そこで以下この点に関して考察して行きたい。まず第一に、時代が下るにつれてセナートが「その名誉に相応しい行いをする」よう、セナートの職務に関する規定が明確に定められ、セナート体制が強化されたことがうかがえる⁶¹⁾。特に都市の役職規定に関しては、比較的都市が自由な活動を維持していたことから、教皇庁の役職者が参加しない会議で決定されることが多かったことが確認できる⁶²⁾。そのため先に見たように16世紀後半に教皇庁の役職者が参加しない会議が増加している原因のひとつは、この時期にセナートに対する職務規定の決議が頻繁に行われていたことに由来するといえよう⁶³⁾。また1536年以降、セナートの会議における議題内容が多すぎるために、セナート内で職務を分担するための組織アッسنテリニアに関する規定が頻繁に決定され⁶⁴⁾、徐々に8つの常設アッسنテリニア⁶⁵⁾が定着していったことが確認できる。それぞれのアッسنテリニアを担当するセナトーレは一部の家系が権限を独占しないよう、一年交代で抽籤で決められ、その選出に教皇庁の役人の承認を必要としなかったために、教皇庁の役職者が参加しない決議が16世紀後半に増えたもうひとつの原因といえるだろう。1580年以降は決議録に見られる都市政府の行政活動はほぼ全てアッسنテリニアの選出と、その決定に対する承認のみとなった。

一方でセナートの会議のやり方に関しても1541年以降検討が繰り返され、1551年に会議の規定が最終的に定められたことが決議録から確認できる⁶⁶⁾。このような体制の規律化は16世紀においては決して珍しいことではないとはいえ、セナートの規定が確立していくことは、同時にセナートの下に権限が集中することを加速させ、セナートと他の役職との間の差異が明確化することにつながった。例えば、コムーネ時代には都市の最も重要な役職であったアンツィアーニに対して、セナートはその任命権⁶⁷⁾のみならず、1556年以降はアンツィアーニの活動の予算を決定する権限をも握るようになったことが確認できる⁶⁸⁾。また1550年以降はアルテやボローニャ

のコンタードに対しても、従来この件を担当していた都市の役職からセナートに権限が一本化されたことが、これ以降頻繁に決議録の中でコンタードやアルテの条例の変更や、評議会委員の選出⁶⁹⁾について話し合われていることからうかがえる。

さらにこのようなセナートの権限の強化は、セナート家系の貴族化をうながした。例えば1555年にセナトーレ、カミッロ・パレオッティのイニシャティブによって、ボローニャ初のアカデミーが創設されている。また文化的にも貴族的生活を求めるようになったことで、1541年6月28日の会議では「都市の最も偉大な市民であり、共和制を体現する存在であるセナートは、単に行いやその生活においてその尊厳を保つだけでなく、服装においても区別されるべきである」としてセナートの服装規定が定められている⁷⁰⁾。1560年代以降は、決議録の中に頻繁にセナート家系の市内の邸の建築許可や、邸の前のポルティコ除去許可が見られる。このように16世紀後半には都市の権限がセナートに集中し、名実共にセナートの卓越した地位が確立していったことがうかがえる⁷¹⁾。そしてこの動きは最終的に1584年6月28日の決議において市民権に3つの階層を定め、それらの市民権の授与がセナートの下で管理されることが決定されたことで、セナート家系の特定化が進むと同時に、法的にも彼らの卓越した地位を裏付けることになった⁷²⁾。

5-2. 教皇庁とのつながりの強化

このように都市の伝統的権限を一手に集中させたセナートだが、決議録からは同時にセナートと教皇との関係においても変化が生じていたことが確認できる。本来決議録は都市に関する決議を記録する史料であるが、1531年以降、従来の形式とは異なる形で、ローマにて行われたボローニャに派遣される特使の選出や、新教皇の選出、また教皇の死去などの情報が見られるようになる。このような教皇庁に関する新しいタイプの記述がなされるようになったこと自体、セナートにとって教皇庁の情勢が持つ意味が大きくなったことを示すひとつの指標といえるだろう。またボローニャの利益を守るために教皇庁で重要な役割を果たした大使に関しても、ユリウス3世によってボローニャは教会国家内の都市では唯一ローマに駐在大使を派遣することが認められ、またピウス5世によって教皇庁内にボローニャの利益をとりなす保護枢機卿(Cardinali Protettori)を持つことが認められたことで、教皇庁とのつながりがより強固になった。さらに忘れてはいけないのが特使もまた、ボローニャにとって教皇庁と都市をつなぐ重要なパイプの一つであったことである。特にピウス5世は特使の派遣地での居住を義務付け、また16世紀にボローニャに派遣された特使の多くは、教皇の甥枢機卿や自身が後に教皇になった人物な

ど教皇庁の中でも高い地位にいた人物であったことから、ボローニャと教皇庁との関係を構築する上で特使は重要な役割を担った⁷³⁾。このような様々な教皇庁とのつながりが強化されることで⁷⁴⁾、セナートの活動は単に都市内にのみとどまるのではなく、教皇庁との対話がより重要になったといえる。

そして何よりも教皇とセナートとの関係が決定的なものとなったのは、1590年のシクストゥス5世の勅令 *Inter graves* によって従来の40人のセナート体制が50人に拡大したことにある。これは都市の拡大に伴い、有力家系が増える中で、新しいセナトーレが選出されるたびに興る熾烈な議席争いを緩和する目的で行われたといわれる。教皇の決定に当初、セナート家系は従来の権限の縮小を恐れて猛反対するものの、最終的には現セナートが提出した20人の候補者のリストをもとに新しくセナートに入る10人が教皇によって選出された。この教皇の行為自体、多くの研究者が様々な解釈を行っており、例えばヴェラルディ・ヴェントゥーラは40人の中に新しい家系を入れることによって、教皇は内部の派閥争いを激化させ、都市政府の権限を弱体化させることを望んでいた可能性を指摘している⁷⁵⁾。しかし教皇の意図が何であれ、最終的に新しくセナートに入った10人のうち8人はあらかじめセナート側が候補者として教皇に提出したリストから選ばれており、もともとユリウス2世以降セナートを務めたことがある家系であったことから、結果的にはセナートの中に派閥争いが激化することはなかった。そのためこれによって定員数以外、セナートの体制自体に大きく変化はなかったとされている。

しかし興味深いのは、この変更以降、セナートに欠員が出た際には必ず、教皇に候補者リストを提出するための話し合いが決議録の中に見られるようになった点である。この候補者リストを提出する方法自体は決して新しいものではなく、ユリウス2世のときから使われていたが、これ以前は決議録の中に全く確認できなかった。むしろセナートはこの方法に反対し、新教皇選出時に行う請願の際にセナート自身が後継者を選ぶ権利を認めてもらえるよう何度も直訴していた。つまり1590年以降リスト作成が尊重されるようになったことは、セナートが教皇によって任命される職であることを受け入れ、その中でセナートの持つ権限を行使しようとする態度の変化とみなすことができるのではないだろうか。リストは通常、死亡したセナトーレの親族1名、会議で票数の多かった人物3名からなり、教皇は原則的には前セナトーレの親族を任命するものの、最終的な決定権は教皇にあるため、新しい家系の参入も少なからずあり、教皇とのつながりが強い家系がセナトーレに選ばれる可能性が高くなった。実際ガルディによるとセナートの成立当初から1580年代までに連続してこの職を保持していた家はわずか

10家に過ぎないという⁷⁶⁾。このようなボローニャ都市政府の最も重要な機関であるセナートの任命権を教皇が握っていたという事態は、これまでボローニャに比べて教皇の介入をうけることが多かったと指摘されてきたローマでは逆に見られない現象である⁷⁷⁾。つまりセナートにとって自らの家系に都市の権限を確保するためには教皇庁とのつながりが不可欠となっただけであり、教皇庁の下でのセナートの従属化が進んだといえるのである。

6. 結論

以上セナートの決議録から16世紀ボローニャにおける都市政府の活動状況・セナートの下での体制の強化を考察してきた。確かにボローニャ都市政府の体制はユリウス2世以降、18世紀のナポレオンの到来まで大きく変わることなく維持された。実際の活動の面でも、16世紀の教皇庁の中央集権化の動きの中、財政、司法において都市政府が伝統的活動を維持し、セナートに都市の権限が集中していったことが決議録から確認できた。

だが、これはボローニャが近世においてもデ・ベネディクティスが言うように教皇との対等な関係の中で自治を維持していたことを意味するわけではない⁷⁸⁾。コムーネの伝統が強く、自治に対するプライドが高いボローニャでは、教会国家の中で二次的役割を果たしたに過ぎないボローニャの実情が露呈するような教皇主導のイベントに対しては距離をおき、決議録の中でも最低限の記述にとどまるか、敢えて沈黙が貫かれた⁷⁹⁾。またイデオロギーだけでなく実際の面でもボローニャはローマに比べて教皇庁の介入が少なかったことは確かである。しかしその一方で、権限を強化させたセナートの任命権を教皇が握っていたように、セナートと教皇のつながりが強化されたことで、全体的にはボローニャ都市政府が教会国家体制の一補完要素として組み込まれていった様子も決議録からはうかがえた。すなわち教皇はこのような都市エリート層との間に優先的関係⁸⁰⁾を構築することで、両者の合意とバランスの下にボローニャ統治を行おうとしたのであり、都市政府としても在地の統治を安定させる存在としてエリート層を形成し、彼らに権限を集中させることで、教会国家体制下での伝統的特権の保持に努めたといえる。理論的には教皇の支配権が確立していたとはいえ、教皇は領域内における「絶対的支配」を突き進めるよりも、より安定した統治のために在地エリート層との合意形成を尊重した。ますます増える歳入を支える財源を得、領域の安定的支配を保障する上で、都市エリート層が伝統的に在地に持つ権力は、選挙制であり、かつ国家内の統一的貴族層の発展が希薄であった教会国家においては特に有益だったからである。財政における

教皇の都市エリート層に対する優遇や、司法における伝統的権限の保障も、この文脈から解釈されるべきである。近世の教会国家の中央集権化はマルケ地方の研究者であるゼノビが主張するように、あくまで「可能な限りの中央集権化⁸¹⁾」であったといえる。

確かに都市の持つ社会・政治文化の違いによって都市エリート層の形成状況が異なったために、ボローニャ都市政府と教皇庁との関係はローマとは異なる様相を呈した。すなわちボローニャは近世における社会の閉鎖化に伴い、セナートを勤める一部のエリート家系に権限が集中したため、これらのエリート層の任命権を教皇が握ることで、教皇は彼らとの間に優先的関係を保持することに成功した。一方ローマでは教皇庁の存在によって近世においても社会の流動性が高かったために、ボローニャのような閉鎖化は起こらず、教皇庁とつながりを持つ人物も都市政府に参入し得た。そのため都市の伝統的エリート層は市民権の授与や伝統的役職選出方法を保持することで、流動性の中にも都市エリート層としての一体性の保持に努め、教皇もあえてそこにはボローニャのセナートに対するような直接的介入を行わなかった。しかしこのような違いは有るとはいえ、両都市に共通するのは、どちらの都市も都市エリート層と教皇との合意形成、バランスの構築の下に統治が成り立っていたことである。教皇は国家内の様々な社会状況を持つ都市に柔軟に対応していたといえる。

つまり体制自体は変わらなかったとはいえ、近世のボローニャにおけるセナートは、正式名称である「ボローニャの都市の自由の擁護者」から、その内実においては徐々に教皇の忠実な臣下へと変貌を遂げたのであり、そのことを考慮することなく、単にボローニャの自治を賞賛することには注意が必要であろう。

注

1. 本稿は大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センターによる「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム—EU域内外におけるトランスローカルな都市ネットワークに基づく合同生活圏の再構築—」のもとで行ったボローニャ大学への派遣調査の成果である。
2. P. Prodi, *Il sovrano pontefice*, Bologna, 1982.
3. 代表的な研究として P. Partner, *The Pope's Men: the Papal Service in the Renaissance*, Oxford, 1990; R. Ago, *Carriere e clientele nella Roma barocca*, Roma, 1990; M. Pellegrini, *Corte di Roma e aristocrazie italiane in Età Moderna*, *Rivista di Storia e Letteratura Religiosa*, XXXX (1994), pp. 543-602; M.A. Visceglia, *Burocrazia, mobilità sociale e patronage alla corte di Roma tra Cinque e Seicento*, *Roma moderna e contemporanea*, III-1 (1995), pp. 11-55.
4. G. Chittolini (a cura di), *Origine dello Stato. Processi di formazione statale in Italia fra medioevo ed età moderna*, Bologna, 1994.
5. 主な研究として、マルケ地方については B.G. Zenobi, *Le <Ben Regolate Città> -Modelli politici nel governo delle periferie*

- pontificie in età moderna*-, Roma, 1994, ウンブリア地方では E. Irace, *La nobiltà bifronte. Identità e coscienza aristocratica a Perugia tra XVI e XVII secolo*, Milano, 1995; 工藤達彦「16 世紀教皇国家における地方統治—ペルージャの統治官モンテ・ヴァレンティの報告書を手がかりに—」『史学研究』231 号, 2001 年, 61-79 頁。
6. 代表的研究として Chiabò (a cura di), *Alle origini della nuova Roma: Martino V, 1417-1431*, Roma, 1992; Gensini (a cura di), *Roma capitale (1447-1527)*, Pisa, 1994.
 7. 拙稿「教会国家形成期における首都ローマの行政活動—16 世紀の都市評議会議事録を用いて—」『イタリア学会誌』第 62 号, 2012 年, 75-98 頁; 拙稿「16 世紀後半のローマ都市エリート層の変遷」『史学』第 84 号, 2015 年, 465-492 頁。
 8. 一部の研究者達の間で地域を超えた共同研究の成果もいくつか発表されているが、今だ散発的なものとどまっている。Cf. <Ut bene regantur>. *Politico e amministrazione periferica nello Stato Ecclesiastico*, Roma, 2000.
 9. ルネッサンス期の同時代人による各都市の格付けとその中のボローニャの位置付けに関しては G. Ricci, *L'ordre des villes dans l'Italie de la Renaissance et le cas de Bologne, capitale manquée*, in J.M. Le Gall (dir.), *Les capitales de la Renaissance*, Rennes, 2011, pp. 33-40.
 10. P. Colliva, Bologna dal XIV al XVIII secolo: governo misto o signoria senatoria?, in *Storia dell'Emilia Romagna*, vol. II, 1997, pp. 13-34.
 11. S. Verardi Ventura, L'ordinamento bolognese dei secoli XVI-XVII. Introduzione all'edizione de ms. B1114 della biblioteca dell'archiginnasio: Lo stato, il governo et i magistrati di Bologna del cavalier Ciro Spontone, *L'Archiginnasio*, LXXIV (1979), pp. 181-425; LXXVI (1981), pp. 167-376.
 12. ただし Colliva のこの主張に対して De Benedictis は疑問を呈している。A. De Benedictis, L'amministrazione dello Stato, l'individuo-Comune, l'incivilimento: ovvero, il problema del governo misto. Spunti della Guida generale, in *Storia, Archivi, Amministrazione: Atti delle giornate di studio in onore di Isabella Zanni Rosiello*, 2004, pp. 63-80.
 13. 特に近世には駐ローマ大使就任時に、彼らに宛てて都市政府側が作成した都市役職の規定や都市政府の体制、都市の持つ特権に関する説明書が数多く残っている。
 14. A. De Benedictis, *Repubblica per contratto, Bologna: Una città europea nello Stato della Chiesa*, Bologna, 1995.
 15. A. Gardi, L'impegno morale e politico dello storico. Una risposta ad Angela de Benedictis, *Società e storia*, 77 (1997), pp. 629-647.
 16. A. Gardi, *Lo stato in provincia: L'amministrazione della legazione di Bologna durante il regno di Sisto V (1585-1590)*, Bologna, 1994.
 17. ベンティヴォリオ家にとってもミラノを後ろ盾に活動していた宿敵カネートリ家、ギスリエーリ家に対抗し、ボローニャにおける自らの地位を内外に知らしめる上で教皇との協定が不可欠であった。
 18. ボローニャ国立文書館の史料は、1512 年を境にコムーネ期 (Archivio del Comune 1116-1512) と教皇庁統治期 (Archivio Pontificio 1512-1796) とに分類されているが、このような機械的な分類方法がボローニャ中近世史研究の妨げとなる可能性が、2014 年 11 月にボローニャ国立文書館創設 140 周年を記念して行われた学会でも言及されている。
 19. 特に Prodi は中世までの「地域の複合体」としての教皇領から教会国家へと移行する上での契機として、ロレンツォ・ヴァッラによって提唱された「コンスタンティヌス寄進状」偽書問題を挙げ、ピウス 2 世の時代を一つの転換期としている (Prodi (1982), pp. 15-40.)。Prodi の主張、特に教会国家が中央集権化を有していたかどうかに関しては批判もあるが、その実施の度合いは別にしても、ユリウス 2 世以降の教皇が、公会議主義を克服し、宗教改革や同時代の他のヨーロッパ諸国の動きの中、自らも国家形成を進めようとしたことは現在教会国家研究史家の共通理解とされている。
 20. 特に対抗宗教改革の機運の中、精力的に活動したことで知られるのがガブリエーレ・パレオッチである。しかし、このようなボローニャ司教の活動は、教会国家においては中央集権化の強化のために聖俗の幅広い権限を有する特使の活動によって制限されていたことが指摘されている。地方都市において聖俗両権を司る特使の存在は教会国家最大の特徴であり、教会国家が他の国よりも強固な中央集権化を先駆けることを可能にした要因とみなされてきた。Cf. U. Mazzone, <Evellant vicia... aedificant virtutes>: Il cardinale legato come elemento di disciplinamento nello Stato della Chiesa, in C. Penuti (a cura di), *Disciplina dell'anima, disciplina del corpo e disciplina della società tra medioevo ed età moderna*, Bologna, 1994, pp. 691-732.
 21. 駐フィレンツェ大使アレッシェンドロ・セネーゼの言葉。ASF, Mediceo del Principato, f. 4043. 特にポー川の干拓事業がボローニャ・フェッラーラ・ローマニャ 3 つの行政区合同で行われた際には、フェッラーラとボローニャの利害が対立し、フェッラーラ有利の両者の関係が顕著に現れている。教会国家併合後のフェッラーラに関しては B. Emich, *Potere della parola, parole del potere: Ferrara a Roma verso il 1600, Dimensioni e problemi della ricerca storica*, 2001-2, pp. 79-105.
 22. A. Gardi (1994), p. 120.
 23. ただし、当初レオ 10 世はベンティヴォリオ家をセナートに入れることを望むが、ボローニャ人の反対によって断念し、このときのセナートは 39 人で構成され、1 議席はベンティヴォリオ家のために残された。最終的に 40 人になるのはクレメンス 7 世時である。
 24. Archivio di stato di Bologna (以下 ASB), Senato, *Partiti*, voll. 1-44: 1514-1796.
 25. 中でも市門の管理人や都市政府が営むベスト患者のための施設管理人、教皇庁やその他の君主に派遣される大使などの都市役職の選出や彼らの職務規定、また都市の有給の役職の選出方法に関しては、教皇庁の役職者が参加しない会議で決定されることが多い。
 26. 月ごとの会議開催数を比較すると 12 月、1 月は会議開催数が特に多い。これは会議で頻繁に審議されていたのが決算や役職選出など年度末に関わるものが多かったことが影響していると考えられる。
 27. ASB, Senato, *Vacchettoni*, regg. 1-90: 1606-1797.
 28. ASB, Senato, *Lettere del senato all'ambasciatore bolognese a Roma*, serie I, regg. 1-11 (1522-1564); ASB, Senato, *Lettere dell'ambasciatore al senato*, serie VII, regg. 1-72 (1511-1600)
 29. Dal pane, *Economia e società a Bologna nell'età del Risorgimento*, Bologna, 1969.
 30. M. Carboni, La finanza pubblica a Bologna in età moderna, in A. Prosperi (a cura di), *Bologna nell'età moderna*, Bologna, 2008, pp. 731-790. さらに彼は、この関税に対しても教皇はボローニャの慣習に配慮し、18 世紀までこの関税の請負も従来通りボローニャ人によってなされたと指摘している。
 31. ユリウス 2 世以降、徐々に Gabella Grossa の管理は都市財政庫から大学当局へ移管され、最終的にクレメンス 7 世時 (1524) に独立した財政庫として確立する。しかしこれを都市の財政に対する教皇庁の干渉とみなしたセナートは反発を続け、結局 1603

- 年のクレメンス 8 世の布告によってセナートにその管理は戻ることになる。
32. 税収としては、間接税として塩税、製粉税、食肉税、魚税、菓子税、入市税、絹織物市場に対する税などがあり、直接税はコンタードの住民（Fumententi）のみを課税対象とした。これらの徴税実務は一部のボローニャ人による終身請負制がとられていた。
33. ボローニャに対して、クレメンス 7 世は都市の反発を恐れ、都市政府の管轄ではない二つの財政庫に対してのみ臨時税として課税するにとどめた。
34. 1554 年 4 月 28 日の会議（教皇庁の役職者参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 5, f. 27v.
35. 1551 年 1 月 21 日（参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 6, ff. 56-56v.
36. 1543 年 3 月 30 日（参加）、1548 年 6 月 28 日の会議（参加）：ASB, Senato, *Partiti*, voll. 4-5.
37. このようなシステムは長い目で見ると都市の経済活動の衰退につながり、1587 年の時点では都市の歳入の 78 パーセントが公債の支払いにあてられていた。M. Carboni (2008), pp. 763-783.
38. 1557 年にはボローニャはモンテからの収入と、短期貸与金によって 70.000 スクーディを、1567 年には自発的な寄付という形で 60.000 スクーディを教皇庁に支払った。
39. モンテの創設は教皇の布告によってなされなければならなかった。ボローニャではローマのように役職者の売官制が発展しなかった分、モンテを介した教皇庁と都市エリート層とのつながりはより重要性を持ったと考えられる。
40. クレメンス 7 世時から言及されていたが、正式に設立されたのは 1535 年 7 月 11 日のパウルス 3 世の勅令による。M. Cavina, I luoghi della Giustizia, in A. Prospero (a cura di), *Bologna nell'età moderna*, pp. 367-412. 様々な機関に司法権が分散していることはアンシャンレージュ期特有であり、ローマにおいても見られるが、ローマでは都市側の民事裁判権を保証するロータ裁判所のようなものが近世に設立されることはなく、むしろ聖俗両司法権を一本化するために教皇庁の役職であるローマ統治官の権限が強化された。
41. A. Gardi, Il cardinal legato come rettore provinciale. Enrico Caetani a Bologna, *Società e storia*, 27 (1985), pp. 1-36.
42. M. Cavina, La giustizia a Bologna in età moderna: percorsi e prospettive di ricerca, in *La giustizia dello Stato pontificio in età moderna*, Roma, 2011, pp. 31-37.
43. 1535 年 1 月 9 日（参加・ロータ裁判官選出）、1535 年 1 月 16 日（参加・ロータ裁判官の給与に関する規定）、1536 年 12 月 15 日（参加・ロータ書記官の選出）、1538 年 8 月 2 日（参加・ロータ裁判官の監査）、1542 年 8 月 11 日（参加・ロータ裁判官選出）など。ASB, Senato, *Partiti*, voll. 3-4.
44. 特に 1545 年 2 月 14 日から 1545 年 4 月 8 日までの間に頻繁なやり取りが見られる。ASB, Senato, *Lettere*, serie I, reg. 8, cc. 37v-47.
45. 1545 年 2 月 1 日：ASB, Senato, *Lettere*, serie VII, reg. 21. 1545 年 3 月にはファルネーゼ枢機卿がモローネに、教皇がこの決定に反対していること、規定を撤回してそれ以前の状況に戻すよう望んでいることを伝えている。ASV, Segreteria di Stato, *Legazione di Bologna*, 178, c. 9r.
46. 1545 年 3 月 28 日（参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 5.
47. 1516 年 8 月 29 日（参加・恩赦決定）、1526 年 5 月 25 日（参加・全ての裁判官の監査）、1565 年 3 月 24 日（不参加・トッローネ裁判官に対する監査の規定）など。ASB, Senato, *Partiti*, voll. 1, 2, 8.
48. ASB, Senato, *Lettere*, serie VII, reg. 21.
49. 1546 年 8 月 21 日大使 Annibale Dall'Oro からセナートへの手紙：ASB, Senato, *Lettere*, serie VII, reg. 22.
50. 1547 年 1 月 12 日の大使からセナートへの手紙に、モローネからトッローネ裁判官にあてた手紙の写しが見られる。ASB, Senato, *Lettere*, serie VII, reg. 23.
51. 1548 年 5 月 19 日大使 Fulgenzio Zanettino からセナートへの手紙：ASB, Senato, *Lettere*, serie VII, reg. 24.
52. 1548 年 5 月 26 日大使からセナートへの手紙：*ibidem*.
53. 1548 年 5 月 27 日大使からセナートへの手紙：*ibidem*.
54. グレゴリウス 13 世は 1580 年の勅令で、反逆罪に対しては例外として財産没収権を執行すると定め、シクストゥス 5 世は 1585 年の勅令 *Contra bandito et rerum receptatores et fautores* と 1588 年の勅令 *Contra facente cavalcatas* において野盗をかくまった者に対しても反逆罪として財産没収を課している。ただしこれらの教皇の勅令に対しても、ボローニャ人法律家は、反逆罪の解釈を制限することで、財産没収が適応されないよう腐心し、ボローニャではこれらの勅令は往々にして実行されなかった。
55. さらに 11 月にはベーポリ家がセナート位を回復し、ジョヴァンニの兄弟であるグイードはシクストゥス 5 世から 1589 年に枢機卿に任命されている。
56. 例えば 1536 年の皇帝カール 5 世のローマ訪問の準備では、大掛かりな都市改造計画は教皇庁主導であるものの、都市政府も治安維持や兵士の受け入れ準備など在地にもつネットワークを生かした活動を積極的に行っていたことが議事録から確認できる。また臨時事項として、教皇不在時の空位期や、ベストの流行時にも、都市政府は積極的に活動を行っていた。これに関しては別稿を準備中である。
57. P. Prodi, Carlo V e Clemente VII: l'incontro di Bologna nella storia italiana ed europea, in E. Pasquini (a cura di), *Bologna nell'età di Carlo V e Guicciardini*, Bologna, 2002, pp. 329-382.
58. 1529 年 10 月 29 日（参加・建築家選出）、11 月 10 日（参加・予算決定）、12 月 11 日（参加・予算捻出のための塩税の増額）、1530 年 2 月 11 日（参加・記念コイン発行）など。ASB, Senato, *Partiti*, vol. 3.
59. 1541 年 9 月 2 日（参加）、1551 年 9 月 15 日（参加）：ASB, Senato, *Partiti*, voll. 4, 6.
60. 1529 年 11 月 10 日（参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 3, f. 94v. Carboni (2008) によると 1554 年のボローニャ市の全歳入は 213.989 ボローニャリラであった。
61. 1538 年 5 月 18 日（不参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 4, f. 75. そのほかにも 1539 年 8 月 29 日、1565 年 1 月 15 日、1570 年 4 月 12 日、1575 年 12 月 14 日など、どれも教皇庁の役職者が参加していない会議にて決議されている。ASB, Senato, *Partiti*, voll. 8-9.
62. 注 25 参照。
63. 教皇庁の役人の不在を都市政府が利用していた可能性も考えられる。しかし正式に決議とみなされなかったものはそもそも決議録に書かれていないことや、決議録に見る会議開催数が、規定されている週一回よりも少ないことから、教皇庁の役職者が参加しない会議が、決議録に書かれていないときにも実際には開催されていたと推察される。そのため、16 世紀後半に教皇庁の役職者が参加しない会議での決定が決議録に増えたのは、教皇庁の役職者の承認なくして決議とみなされ、都市が比較的に自由な活動を保持していた、都市役職者の選出や規定がこの時期に頻繁に決議されるようになったからと考えられるのである。
64. 例えば 1538 年 5 月 18 日（不参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 4, f. 75, 1538 年 10 月 9 日（不参加）：ASB, Senato, *Partiti*, vol. 4, f. 82 など。
65. Governo（コンタードの管理）、Camera（主にコンタードの関税）、Imposta（関税一般）、Ornato（公共事業）、Pavaglione

- (絹織物市場の管理), Milizia (コムーネの軍), Munizione (城壁, 城砦の管理), Zecca (造幣局)。このほか 1562 年以降は臨時のアッスンテリーアも徐々に増設されている (例えば Acqua e confini (河川・水道), Magistrati (役職者選出), Abbondanza (食糧供給), Ambasciatore (大使) など) De Benedictis, Governo cittadino e riforme amministrative a Bologna nel '700, in *Famiglie senatorie e istituzioni cittadini a Bologna nel settecento*, Bologna, 1980, pp. 9-54.
66. 1551 年 11 月 10 日 (不参加): ASB, Senato, *Partiti*, vol. 6, ff. 87-90v. 会議の進行, 発言方法, 秘密裏の投票, 席順 (セナート職に就任したもの順) など計 30 項目が定められている。
67. 1564 年 6 月 28 日 (参加), 1569 年 10 月 29 日 (不参加) など。ASB, Senato, *Partiti*, vol. 8.
68. 1572 年 4 月 28 日 (不参加): ASB, Senato, *Partiti*, vol. 9.
69. 16 世紀のボローニャのコンタードには約 300 の共同体が存在していたといわれるが, 決議録に出てくるのはその中でも評議会を開く権利を持っていた Budrio, Capugnano, Castel Fiumanense, Castel Bolognese, Castel Franco, Carevaleore, Castel San Pietro, Granaglione, Medicina, Piumazzo, Sant'Agata, San Giovanni in Presiceto, Villa Fontana のみである。
70. 具体的にはセナトールが会議に参加する際には Cappe と俗語で呼ばれる長い上着を着用し, 外に出る際には書記, もしくは従者を従えて歩かなければならないと定められた。ASB, Senato, *Partiti*, vol. 4. またセナートの一体性を保持するために, セナトールが死亡した際には全てのセナトールが 2 日間喪服を着用する義務も定められている。ASB, Senato, *Partiti*, vol. 6, ff. 87-90v.
71. その一方でセナートの権限の強化に対するボローニャ人からの反発も数多く存在した。パウルス 3 世に対してセナートの世襲制を廃止し, 120 人の有力家系から 1 年交代でセナートを選出する方法を提案したパオロ・ボーヴィオに関しては M. Fanti, Un progetto di riforma del Senato e una vicenda di eresia a Bologna alla metà del Cinquecento, *L'Archiginnasio*, LXXXIX (1984), pp. 313-335 参照。17 世紀に書かれた著作の中でもセナートの権限の強化を都市の自治の保障と見る (Ciro Spontoni) か, 教皇の独裁の手段と見る (Camillo Bardi) かどうかの判断は都市政府の中で所属する集団によって意見は分かれた。
72. 決議録からは 1541 年から 84 年に書けて徐々に市民権の授与が減少していったことが確認できる。この減少の背景には市民の持つ免税特権のために, 市民権を広く授与することによる財政的ダメージを防ぐ目的があったことも考えられるが, その一番の理由は都市社会の閉鎖化が進んだことが考えられる。このような社会の閉鎖化は, 近世においても市民権授与が広く行われていたローマとは対照的といえる。ローマの市民権授与に関しては拙稿 (2015) 参照。
73. ボローニャ特使を勤めた後に教皇に就任した者は, Giovanni Medici (レオ 10 世), Giulio Medici (クレメンス 7 世), Giovanni Maria del Monte (ユリウス 3 世), Giovanni Battista Castagna (ウルバヌス 7 世), Maffeo Barberini (ウルバヌス 8 世) など。また本稿では取り上げなかったボローニャ司教もまた, ボローニャと教皇庁とのつながりの一つであった。特にガブリエーレ・パレオッティ枢機卿司教在位期 (1566-1597) には, 彼がボローニャを大司教座へと昇格させるために都市政府と協力して教皇庁に働きかけていたことが大使の手紙から確認できる。
74. その他のローマとのつながりとして教皇庁内のボローニャ人の存在が挙げられる。特に法学の知識から, 伝統的にローマのロータ裁判官の 1 人はボローニャ人が勤めていた。教皇庁内のボローニャ人の割合は, 17 世紀以降減少傾向にあるものの, 16 世紀は今も多く, 特にボローニャ人教皇グレゴリウス 13 世時に増えたことが指摘されている。N. Reinhardt, *Bolonais à Rome, Romains à Bologne? Carrières e strategies entre centre et périphérie. Une esquisse*, in Jamme, A. (a cura di), *Office set papauté (XIV-XVII siècle): charges, hommes, destins*, Roma, 2005, pp. 237-249.
75. Verardi Ventura (1981). 人数を増やすことで権限の弱体化を狙う方法に関しては, シクストゥス 5 世は枢機卿に対しても行っている。
76. Gardi (1994), pp. 357-62.
77. むしろローマは, ボローニャと違い教皇庁の存在により近世においても社会の流動性が高かったために, 教皇とつながりを持つ人物が都市政府に参入する可能性を有していたが, その一方で都市の役職者選出方法は都市の守るべき特権として保持し, 都市の重要な役職は一部のエリート家系がコントロールしていた。拙稿 (2015) 参照。
78. 双方における契約に基づくといわれているが, 実際には特使は就任時に協定に対して宣誓を行っていたわけではないため, その承認が統治の根拠となっていたわけではない。シクストゥス 5 世以降, 協定への認可は徐々にされなくなっていった。Cf. N. Reinhardt, *Quanto è differente Bologna? La città tra amici, padroni e miti all'inizio del Seicento, Dimensioni e problemi della ricerca storica*, 2001-2, pp. 107-146.
79. 年代記の中にも, 教皇に対するボローニャ人の冷やかな対応に関する記述が多く残っている。また皇帝軍のもたらした被害や, 費用の負担に関しても多くの不満が挙がっていたことがうかがえる。M. Donattini, Bologna "teatro del mondo". I grandi incontri della prima metà del cinquecento, in W. Tega (a cura di), *Storia illustrata di Bologna*, Milano, 1989, pp. 21-40.
80. なお近世国家組織の機能を保証する存在として, 地方統治において都市エリート層と共に重要な役割を担ったのが個人的クライアント関係である。特に教皇が世襲制ではないためにこれらの人的つながりが短期的なものとなる点は教会国家の特徴であり, 興味深いテーマといえる。しかしボローニャに関してはパウルス 5 世期の教皇庁とセナート家系のクライアント関係を代父関係から考察した Reinhard (2001) 以外研究はほとんどなされていない。この点に関しては今後の課題としたい。
81. B.G. Zenobi, *Feudalità e patriziati cittadini nel governo della «periferia» pontificia del Cinque-Seicento*, in M.A. Visceglia (a cura di), *Signori, patrizi, cavalieri in Italia centro-meridionale nell'età moderna*, Roma, 1992, pp. 94-107.

The Local Administrative System in the Papal States: The Case of Bologna's Municipal Government in the Sixteenth Century

Akiko HARADA

The purpose of this paper is to explore the political activities of Bologna's municipal government, and its relations with the central power of the Roman Curia in the Papal States in the sixteenth century, as an attempt of a comparative study with the case of Rome on which I have concentrated my attention before.

For this purpose, I consulted the records of meetings of the "Senate," the most important office in Bologna's city government, which co-governed the city with the papal delegates. By analyzing these documents, I verified that Bologna's municipal government largely maintained its autonomy, especially in financial and juridical matters. Moreover, I found that the political influence of the Senate became stronger, to the detriment of other traditional offices, and Senatorial families attempted to close themselves off and restricted access to key civic posts to a limited number of families. However, I also affirmed that this reinforced elite depended on election by the Pope; in this way, senators became more bound to the Roman Curia, and the municipal government of Bologna transformed itself into a subordinate organ integrated in the papal government.

The papacy's supremacy was unquestionable, but the popes were not interested in occupying every single area of power. Rather, they preferred to maintain the most solid and vast consensus of subjects, maintaining a preferential relationship with the local oligarchy. The central state wanted to obtain the financial resources and control of its territories, so the preferential alliances with the civic oligarchies was useful to the popes because it permitted them to manage the areas in which they could not replace the authority figures. By formalizing an elite class, the municipal government also obtained acknowledgment as the counterparts of sovereign power, and took advantage of their situation to assert their control of urban society. Thus, a very balanced relationship was established between the local government and papacy, and in Bologna as well as in Rome the city's politics were founded on the necessity of a dialectical relationship between the popes and the local oligarchies.

Keywords : Papal states, pope, Bologna, municipal government, sixteenth century